

諮問第十一号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、別紙のとおり審査請求があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十九条第四項の規定に基づき、諮問する。

平成二十六年九月九日提出

青森市長 鹿内 博

審査請求書（下水道使用料 6）

平成 26 年 3 月 27 日（木）

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川 4 丁目 8 番 2 号

氏 名 三国谷清一

年 齢 6 4 歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成 26 年 2 月 27 日（木）付け平成 26 年 2 月分下水道使用料納入通知書による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 26 年 2 月 28 日（金）

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当である。

(1) 審査請求人宛に、企業局長から納入期限を平成 26 年 3 月 17 日とする「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書（納付制）平成 26 年 2 月分」（26 年 1 月 28 日から 26 年 2 月 25 日まで）（以下「本件通知書」という。）が平成 26 年 2 月 28 日に郵送されてきた。

(2) 審査請求人は、貴職を管理者とする青森市公共下水道を使用しており、これが使用料を貴職に納付する義務を負うが、企業局長から下水道使用料を請求される謂われはない。

(3) 貴職は下水道使用料の納入通知書の発行に係る事務を企業局長に委任していると主張しているが、もしそうなのであれば、その旨を下水道使用者に分かるように公表するべきである。また、本件通知書には貴職が企業局長に下水道使用料徴収事務を委任している旨の記載は一切無く、審査請求人は貴職が主張する両者の委任関係を知る術がない。

百歩譲って貴職の主張が正しいとして、貴職は下水道使用料徴収事務に関するいかなる業務を委任しているのか下水道使用者には何ら知らされていない。確かに、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条には「下水道使用料の徴収（法第 231 条の 3 の規定による督促、滞納処分等に関する事務を除く。）及び還付に関すること。」を企業局長に委任すると書かれているが、この規定から貴職は企業局長に具体的にいかなる事務を委任しているのかを読み取ることは困難である。企業局長は下水道使用料滞納者に法律的のものではない督促状の様なものを送付し下水道使用料の納付を促しているが、この事務は企業局長に委任されている範囲内であるとはとても思えない。



とすれば、企業局長は貴職からの委任の範囲を超えて下水道使用者の下水道使用料納付状況という個人情報等を違法に使用していることになる。違法である。

- (4) 下水道管理者である貴職及び環境部長らは、下水道使用者からのこのような制度にかかる疑問・質問に対して、全て企業局長に委任しているのだからと、一切回答しようとはしない。不誠実極まりない。かような対応は不当の極みであり、行政にあるまじきことである。このような不当な状況の中で発行された本件通知書は何らの正当性を持たないものであり、本件審査請求に係る処分は無効である。
- (5) 審査請求人は再三にわたり現行下水道使用料は原価を上回っており見直しすべきと主張しているが、貴職は何ら真剣に対応することなく、審査請求人を無視し続けている。にも関わらず、貴職は突然平成 26 年度に下水道使用料の改定をすると議会で報告をした。貴職にとっては、定年退職をした無職の高齢者である審査請求人は塵芥に等しい存在かもしれないが、それでも市税を納付している青森市民であり、市政における出来事を知る権利はあるはずである。貴職に些かでも高齢者に対する思いやりがあるのであれば、議会への報告後でも、「平成 26 年度には下水道使用料改定を検討します」と審査請求人に教えてくれても良いと思う。しかし、コソコソと下水道使用料改定を画策している様を見ると、審査請求人の主張が正しく、貴職の今までの答弁・回答は嘘の塊であり、それがバレるのが恐ろしいので、審査請求人には教えていないのだと思う。現行の下水道使用料は算定が間違っていることは、下水道特別会計に対する一般会計からの繰出基準を公開しないことが何よりの証拠である。下水道事業と同じく地方公営企業である市民病院、中央卸売市場は国から示されている「地方公営企業繰出金について」という通知にしたがって会計処理がなされ、その経過・過程は公表されているが、下水道事業に関しては一切公表されていない。下水道事業のみが違法不当な会計処理をしているものである。鹿内市長は常日頃から「市民との協働、積極的な情報公開」を言っているが、実態はかくのごとしである。よって、過る現行の下水道条例に基づく下水道使用料請求をすることは違法不当である。本件審査請求に係る処分は無効である。
- (8) 貴職は審査請求人が下水道使用料の適正化を求める方法、下水道使用料徴収方法、受益者負担金の考え方等々青森市の下水道行政の誤りを正す方法の教示を求めるも一切無視し何らの教示をしないことは不当であり本件審査請求に係る処分は無効である。更にまた、本件通知書には審査請求に関する教示について何ら記載されておらず違法であり、本件審査請求に係る処分は無効である。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありませんでした。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。